

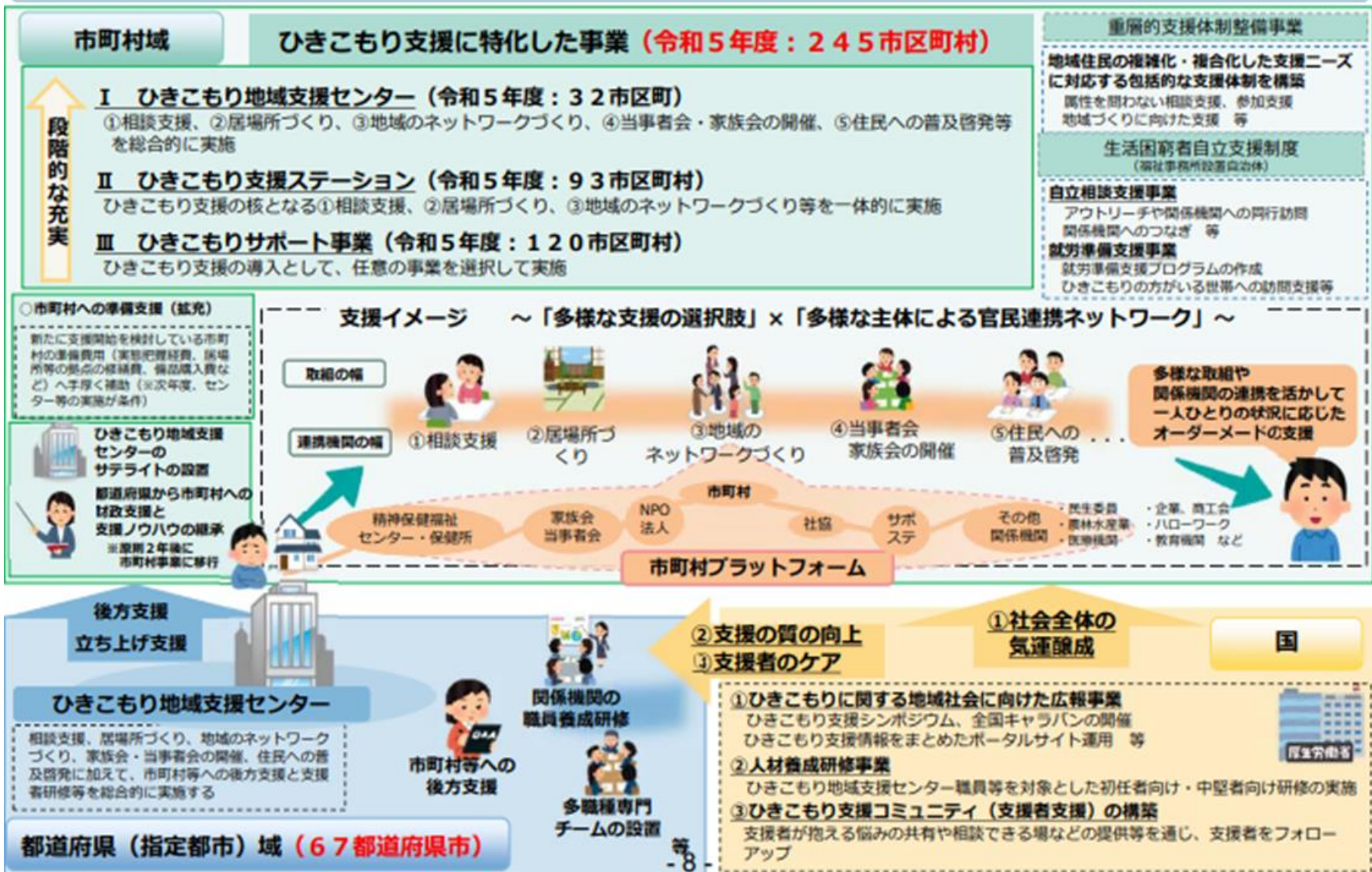
令和6年度
福岡県ひきこもり対策連絡調整会議

福岡県のひきこもり対策について

福岡県 保健医療介護部 健康増進課
こころの健康づくり推進室

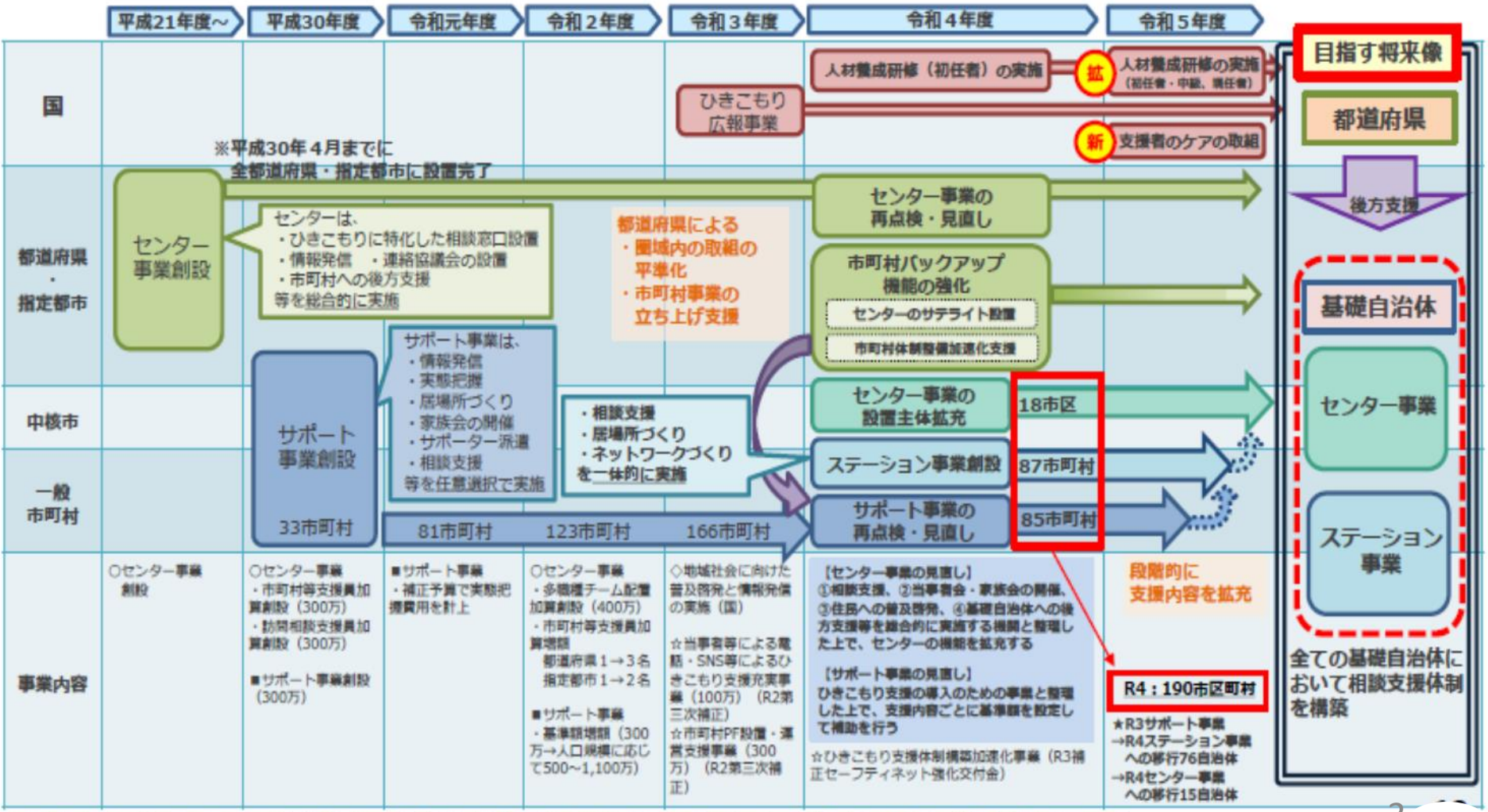
ひきこもり支援施策の全体像

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築



ひきこもり支援のロードマップ

- ひきこもり支援の体制整備は、平成21年から都道府県・指定都市に「ひきこもり地域支援センター」（以下「センター」という。）を設置し、平成30年度から基礎自治体において「ひきこもりサポート事業」により取組を進めてきた。
- 令和4年度には、基礎自治体における相談窓口の早期設置と支援内容の充実に向けて、①センターの設置主体を市町村に拡充するとともに、②基礎自治体の新メニューとして、支援の核となる相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を創設した。
- 更に、都道府県が市町村をバックアップする機能の強化として、①市町村と連携したセンターのサテライトの設置と、②小規模市町村等における体制整備の加速化支援を創設し、都道府県の圏域内のどこでも支援が受けられるよう平準化を図りながら、市町村の支援体制の整備を促進している。
- 令和5年度は、基礎自治体におけるひきこもり支援のさらなる充実に向け引き続き取組を推進するとともに、研修の拡充や支援者支援の取組を実施する。



※その他、平成25年度からひきこもりサポーター養成研修・派遣事業を実施（平成30年度からひきこもり支援に携わる人材養成研修事業に変更）

ひきこもり支援施策の推進について(令和2年10月27日地域福祉課長通知)

就職氷河期世代支援を推進するに当たり、ひきこもり状態にある方など社会参加に向けた支援を必要とする方への自治体における支援体制の構築に向けて、市区町村及び都道府県において取り組むべき事項を示したもの。

(取組の基本的な考え方)

市区町村におけるひきこもり支援体制の構築に当たっては、以下の①～③の取組が基礎

- ① ひきこもり状態にある方等が支援につながるためのひきこもり相談窓口の明確化・周知
- ② 地域における支援内容・体制の検討や目標共有のための支援対象者の実態やニーズの把握
- ③ 関係機関による支援や支援の気運醸成のための市町村プラットフォームの設置・運営

…支援体制構築のための取組(★)

I 市区町村において取り組むこと

- 原則、令和3年度末までに、上記①～③(★)の全ての取組を実施すること
- その取組の前提として以下を実施
 - ・ひきこもり支援の企画立案等の中心的役割を担う部局の設定
 - ・関係部局間の連携による包括的な支援体制の構築〔支援対象者の状況に応じて適切な関係部局が連携・協働して支援を実施〕
 - ・近隣の市区町村と合同で支援体制を構築する等、地域の実情に応じた支援体制づくりの検討

II 都道府県において取り組むこと

- 管内市区町村における①～③(★)の取組状況を把握し、以下の取組や支援を実施すること
 - ・管内市区町村における
 - ・ひきこもり支援の取組状況の把握〔市区町村における令和3年度末までの取組実施に向けた計画的な支援や都道府県の労働部局・都道府県労働局等との連携〕
 - ・それぞれの取組の意義に関する理解促進〔市区町村に向けた合同説明会や個別説明等の実施〕
 - ・取組の横展開
 - ・庁内及び関係者との調整への支援
 - ・自治体規模等の事情により単独での取組が困難な市区町村に対して、複数市区町村での広域実施や都道府県との合同実施の調整

①ひきこもり相談窓口の明確化・周知

- 相談者の年齢・性別・障害の有無等を問わず相談可能な体制を構築
- 自立相談支援機関未設置の町村においては、町村内の部局や都道府県設置の自立相談支援機関等を相談窓口とすることを検討
- 広報紙・リーフレット等により、相談窓口の名称・場所・連絡先等を、全世帯に周知するよう努める

②支援対象者の実態やニーズの把握

- 支援対象者の概数やニーズ等の支援体制や内容を検討する際の基礎となる実態の把握
- 実態把握の方法は、他の調査との一体的な実施や、都道府県と市区町村の合同実施等、地域の実情に応じた方法とする

③市町村プラットフォームの設置・運営

- 会議体を開催する必要は無く、関係者間相互の連絡体制を築くことでも足りる
- 既存の会議体の活用や都道府県による共同設置など柔軟な形態も可能
- 都道府県PFとの円滑な連携のため、市町村PFを運営する事務局を設置

市町村への支援

市町村相談会

市町村に出向いて相談会を開催
(令和6年度19市町(予定))

人材育成

ひきこもり支援者研修会(令和5年度198名参加)

ひきこもり支援者等地域ネットワーク会議

9保健所圏域ごとに開催

(内容)事例検討や意見交換等

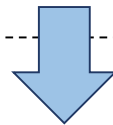
(目的)ネットワーク(プラットフォーム)構築

「ひきこもり支援推進事業」説明会

市町村への支援(強化)

市町村からの声

- ・効果的な支援方法を知りたい、関わりから展開まで好事例を知りたい
- ・一緒に訪問し今後の支援方法を助言してほしい
- ・他市町村の取組状況を知りたい



ひきこもり支援者等地域ネットワーク会議

事例検討や意見交換等 + 事例紹介

ひきこもり支援推進事業市町村担当者会議(9圏域)

- ・上記ネットワーク会議と同日開催
事業・補助金の説明、先行事例の紹介、管内取組の共有

希望市町村に個別説明を随時実施

市町村の現状等

(1) 相談窓口

① 設置

あり : 57

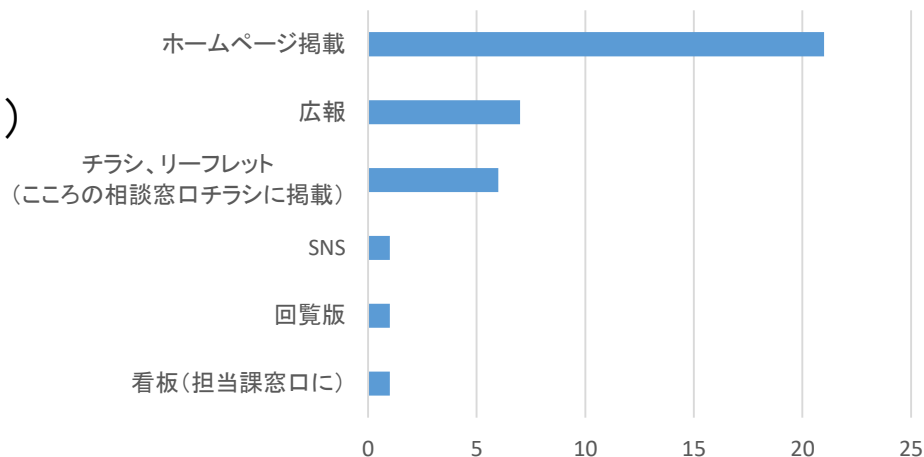
なし : 1(みやま市)

② 周知・明確化

あり : 28

なし : 30

(周知方法)



(2) 相談支援の現状

・サテライト窓口紹介のみ : 3(概数)

・相談支援事業相当の対応が既にできている : 17(概数)

課題

- 相談窓口の設置は進んだが、関係機関を紹介する対応にとどまり、訪問支援や関係機関相互の連絡調整等を行うまでには至っていない市町村が多い。
- 市町村からは、県に対して、相談支援事業等の企画・進め方や個別事例への支援方法、同行訪問等の技術支援を望む声が挙がっている。

対策

- **全市町村の相談支援体制構築に向けた現状・課題の把握**
 - ・ 課題検討及び今後の取組方針等に関する協議
 - ・ 県に望む技術支援の有無と内容等についての協議 等
- **市町村への巡回指導による相談支援体制の充実**

情報提供

(国)ひきこもり支援推進事業(市町村訪問支援加算)

拡充

推進枠

ひきこもり支援推進事業

社会・援護局地域福祉課（内線2219）

令和7年度当初要求額 18億円（16億円）※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 本事業は、令和4年度以降、都道府県・指定都市域での取組のみならず、住民に身近な基礎自治体である市区町村においてひきこもり支援に特化した事業が行われるよう推進に努めている。内閣府の調査（令和5年3月）の公表では、ひきこもり状態の方が50人に一人（推計）であることが明らかになり、新たな支援ニーズの掘り起こしが進むことで相談件数の増加が見込まれる。
- こうした中、各市区町村に対して本事業の実施を推進するとともに、少なくとも「ひきこもり相談窓口を明確化」することを求めており、本事業を未実施の市区町村では様々な既存の相談窓口でひきこもりの方等への相談支援を行っている。こうしたひきこもり支援体制の地域偏在の解消とともに、今年度の策定を目指す「ひきこもり支援ハンドブック」に沿ったひきこもり支援ができる体制を各自治体に整備していく必要がある。
- このため、本事業を実施していない市区町村に対しては、これまでの後方支援を拡充し、定期的な巡回を新たに位置づけて相談の状況把握や支援のフォローアップ、市区町村職員との同行訪問やケース対応などに取り組むなどの伴走型支援に必要な専門職員を配置し、ひきこもり当事者や家族からのニーズを全方位的にカバーする支援体制を構築していく。

2 事業概要・スキーム・実施主体等

都道府県ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり支援推進事業以外で「ひきこもり相談窓口を明確化」している管内市区町村に対して、支援者へのサポートを目的に、定期的な巡回により、相談支援の繋ぎやフォローアップ、同行訪問によるアウトリーチ機能の強化、事例検討会の開催などを実施する。



都道府県
ひきこもり地域支援センター



市区町村への
後方支援



定期的に
市区町村を
巡回することを
位置づけ

ひきこもり支援推進事業以外
による相談窓口の実施



課題：専門職員の人材確保が困難
事務負担の増など

全ての自治体に対して、ひきこもり
相談窓口を明確化を依頼
(明確化自治体数)
1,487/1,741自治体 (85.4%)

※令和5年度末時点速報値

市区町村訪問支援加算（新設）

市区町村への支援強化として、
訪問支援員を配置

- ・市区町村との同行訪問によるアウトリーチ機能
- ・事例検討会の開催
- ・市区町村等への定期的な巡回訪問の実施等を設定する

1人当たり3,000千円
1自治体当たり3人まで



情報提供

(国)ひきこもり支援ハンドブック

【令和6年度 厚生労働省 社会福祉推進事業】ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックの策定に向けた調査研究事業 ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～概要

【ひきこもり支援ハンドブックの目的・背景】

- ◆ 「ひきこもり状態にある人やその家族」に関わる全ての支援者が、支援にあたっての参考（拠り所）となるよう、支援を行う前提や基本的な考え方（価値や倫理）、支援のポイントなどを網羅的に掲載。
- ◆ 「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン（2010）」以降、**ひきこもりに関する支援の指針は示されておらず、社会情勢や取り巻く社会環境が大きく変わらる中で、現状の課題を踏まえた新たな指針**が求められている。
- ◆ ひきこもり支援に従事する支援者が、支援を行う際の共通認識として理解しておくべき内容を記載しており、このハンドブックに記載されている内容をもとに、支援を受ける本人やその家族等との対話を通して、より良い支援を実現していく。

ひきこもり支援の対象者と目指す姿

支援の対象者

- 社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生活上の困難を抱え、家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態であり、かつ、支援を必要とする本人及びその家族。
※その状態にある期間は問わない。

目指す姿

- ひきこもり支援では、本人及びその家族自身の意思で今後の生き方や社会との関わり方などを決める「自律」を目指す。※**社会参加の実現や就労はプロセスであり、それのみが支援のゴールではない。**
- 相談支援機関は本人及びその家族の「尊厳」を守り、寄り添いながら丁寧な相談支援を実施する。また、一人ひとりの思いを受け止め、本人や家族のペースに合わせたオーダーメイドの伴走型支援を継続。

ひきこもり支援における価値や倫理

価値や倫理

- ひきこもり支援においては、①ひきこもり状態にある本人を「人として尊厳ある存在」と認識し背景等を理解する（人間観）、②社会に対する捉え方を理解する（社会観）、③本人の意思を尊重する（支援観）3つの考え（価値）を共通基盤として支援を行い、さらに、それを前提として行う行動（倫理）を原理・原則（支援の拠り所）とする。

求められる姿勢

- 「敬意と労い」「尊重し、共に考える」「一歩ずつ支援する」「家族は本人支援に影響を与える存在」という支援者として求められる4つの姿勢。

支援の留意点

- 「本人と家族の意向は異なる」「広く社会に働きかける」「支援者は一人で抱えない」「支援の強要に注意する」「エンパワメントやコーディネート」「精神疾患や発達障害の正しい理解」という支援を行う上での6つの留意点。

ひきこもり支援におけるポイント

支援のポイント

- ひきこもり支援は、本人やその家族の背景が様々であり、それぞれに応じた支援も多様であるため、各自治体実践されている支援のポイントを網羅して掲載。
- 具体的には、①対象者とのコミュニケーション、②意向の確認、③意向を反映した支援の計画と実行、④支援の入口と出口、⑤家族間の関係性、⑥支援の制度や体制、⑦支援者のエンパワメントの7つの項目、50のポイントで整理する。

事例で見る支援のポイント

- 支援の実践場面ごとの事例を掲載し、支援のポイントを解説。
- 具体的には、ひきこもり状態が長期にわたる事例をはじめとして、11パターン（30事例）を、年齢や性別、世帯状況の違いで仮想設定し、支援のポイントを整理する。